

日本気球連盟会則

日本気球連盟会則は、日本熱気球連盟として発足した 1973 年 9 月 7 日より施行された日本熱気球連盟会則をもとに作成され、その後、組織名称の変更に伴い、改正が加えられたものである。

1973 年 8 月 25 日	日本熱気球連盟設立
1973 年 9 月 7 日	日本熱気球連盟正式発足
1975 年 4 月 1 日	日本気球連盟へ名称変更（新潟柏崎総会）
1977 年 4 月 24 日	日本気球連盟会則へ名称変更
1979 年 4 月 8 日	改正（東京総会）
1980 年 4 月 6 日	改正（東京総会）
1983 年 4 月 3 日	改正（東京総会）
1986 年 4 月 6 日	改正（東京総会）
1989 年 4 月 9 日	改正（佐賀総会）
1991 年 4 月 7 日	改正（渡良瀬総会）
1992 年 4 月 26 日	改正（渡良瀬総会）
1993 年 4 月 25 日	改正（渡良瀬総会）
1994 年 4 月 24 日	改正（古河総会）
1996 年 4 月 21 日	改正（古河総会）
1997 年 4 月 13 日	改正（古河総会）
1998 年 4 月 26 日	改正（所沢航空発祥記念館総会）
2000 年 4 月 16 日	改正（古河総会）
2008 年 1 月 27 日	改正（古河総会）
2010 年 7 月 4 日	改正（東京臨時総会）
2011 年 2 月 6 日	改正（東京総会）
2012 年 2 月 5 日	改正（東京総会）

【日本気球連盟の理念】

- ・ 気球の安全水準の向上と普及発展を促進します
- ・ 気球による地域振興、文化育成、感動の創造に寄与します
- ・ 気球を通じて国際交流や親善に貢献します

第 1 章 総則

- 1-1 この会は、日本気球連盟（以下「連盟」という）と称する。
- 1-2 連盟は、営利を目的としない航空スポーツ団体として、気球愛好者の親睦を図り気球飛行の安全と技術の向上に務め、併せてその研究を目的とする。
- 1-3 連盟の主たる事務所を、東京都港区新橋 1 丁目 18 番 1 号 一般財団法人日本航空協会内におく。

第 2 章 事業

- 2-1 連盟は、1-2 の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 国際航空連盟（F.A.I.）気球部門での活動
- 2) 乗員の技能検定の研究と運営、機体の耐空性審査の研究と運営
- 3) 気球の運航に関する研究と運営
- 4) 気球に関する講習会、展示会などの主催、公認および後援
- 5) 気球競技会的主催、公認および後援
- 6) 気球に関する調査研究及び情報交換
- 7) 機関誌の発行
- 8) 上記に付帯する一切の事業

第3章 会員

- 3-1 連盟には、連盟の目的に賛同する人は誰でも入会し、会員になることができる。
- 3-2 会員は、会費のほか定められた費用を納めなければならない。既納の会費及び諸費用は、いかなる理由があっても返還しない。
- 3-3 会員には、正会員・家族会員・法人会員の区別を設定し、それぞれの資格や運用の詳細は、理事会によって定められる。
- 3-4 会費の額やその他連盟がその事業の為に定める費用の額は理事会によって定められる。
- 3-5 会員は、会則・細則・規定・制度等を守らなければならない。
- 3-6 本連盟の主旨及び会則に著しく反する行為のあったときは、理事会において出席理事の3分の2以上の同意をもってこの会員を除名することができる。

第4章 理事及び役員

4-1 理事

- 1) 理事の定員は8名で任期は2年とし、1年毎に半数が改選される。ただし再選を妨げない。
- 2) 理事は、理事候補者のなかから、正会員による投票で選出される。
- 3) 理事候補者は、本人の同意のもとに2名以上の正会員によって推薦された1年以上入会している正会員でなければならない。
- 4) 選挙管理委員会は適切な時期に理事選挙を公示し選挙を実施する。

4-2 理事長および副理事長

- 1) 理事長1名並びに副理事長1名は、理事会において互選する。
- 2) 理事長は、この連盟を代表し、業務を総理する。
- 3) 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4) 理事長並びに副理事長の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

4-3 機関及び役員

- 1) 連盟は、第2章の事業を行うにあたり、適切な機関を設け役員を置く。
- 2) 連盟は、理事長の任命により会員の中から以下の役員を定める。

企画広報局長	1名	会計局長	1名
事務局長	1名	選挙管理委員長	1名
国際局長	1名	スポーツ委員長	1名
監査役	2名	事故調査委員長	1名
安全委員長	1名		

- 3) 各局員並びに各委員はそれぞれの局長もしくは委員長が任命する。
- 4) この項に定める役員および各局員並びに各委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

4-4 連盟は理事長経験者の中から名誉会長を置くことができる。

- 1) 名誉会長は理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 2) 名誉会長は理事長の諮問に応じ意見を述べるができる。
- 3) 名誉会長の任期は特に設けない。

4-5 理事ならびに4-3 2)に定める役員の職務に対しては報酬は支払われない。業務に要した経費は理事会が認めた範囲で支払われる。

- 4-6 1) 4-1 に定める理事に心身の故障、その他やむを得ない事情の生じた場合、本人から辞意の表明があった場合、理事長は理事会の同意を得てこれを承認する。
2) 4-3 2) に定める役員に心身の故障、その他やむを得ない事情の生じた時、理事長は理事会の同意を得てこれを解任できる。
- 4-7 4-3 2) に定める役員に欠員が生じた場合、理事会が会員の中からこれを選ぶことができ、理事長が任命する。その任期は前任者の残任期間とする。

第 5 章 理事会

- 5-1 理事会は定員 8 名の理事及び第 4 章で定める役員により構成され、理事長が理事会の議長を務める。また議決権は理事がこれを有する。
- 5-2 理事会は理事長が必要と認めた時、または、理事の 3 分の 1 以上からの請求があった時に理事長がこれを招集する。
- 5-3 1) 理事会は、理事の 2 分の 1 以上が出席しなければ開催し議決することができない。
2) 理事会の議決は、出席理事の過半数で決し可否同数の時は議長の決すところによる。
3) 欠席理事の議決権に関する委任は認められない。
- 5-4 理事会は、連盟の運営に必要な事項について、細則や規定および制度等の制定もしくは改廃を行うことができる。
- 5-5 理事会に付議すべき事項は次の通りとする。
1) 連盟の行う事業の基本方針の策定に関すること
2) 予算の補正
3) 役員を選出
4) 前各号に掲げるもののほか、連盟の運営に関して必要なこと
- 5-6 理事会の議事については議事録を作成し、これを保存する。また、議事録を会員に速やかに公表しなければならない。

第 6 章 総会

- 6-1 総会は、理事会もしくは会員の 3 分の 1 以上の要請により、理事長が招集する。
- 6-2 その議事は総会出席者の過半数の同意をもって議決する。出席は委任状に代えることができる。
- 6-3 総会の議長は総会出席会員より選出する。
- 6-4 総会に付議すべき事項は、次の通りとする。
1) 事業計画の決定と事業報告の承認に関すること
2) 予算の決定および決算の承認に関すること
3) 役員人事の承認に関すること
4) 会則の制定および改廃に関すること
5) 連盟の運営に関して重要なこと
6) 連盟の解散に関すること

第 7 章 会計

- 7-1 連盟の事業に関わる経費は、各会員の会費、各種の費用及び寄付などの収入のうちから支弁する。
- 7-2 連盟の会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わるものとする。
- 7-3 会計は毎年度末に会計士あるいは税理士が決算書を作成し、監査役による監査を受けた後、それを理事会に提出しなければならない。また、監査作業を会員に対して公開する。理事会は、決算に関して総会で承認を受けなければならない。

第 8 章 会則の変更及び解散等

- 8-1 この連盟会則を変更しようとする時は、理事総数の 3 分の 2 以上が出席した理事会においてその

3分の2以上の同意を得た後、総会で承認されなければならない。

8-2 この連盟を解散しようとする時は、理事総数の3分の2以上が出席した理事会においてその3分の2以上の同意を得た後、総会で承認されなければならない。

8-3 この会則はこの連盟発足の時（1973年9月7日）より、有効とする。

第9章 責任の範囲

9-1 この連盟は、連盟の許可・認可・証明及び依頼のもとに行われた行為であっても、その結果起こった損失に対していかなる責任も負わない。また、会員は連盟に補償を要求することはできない。

以上